

第2回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 議事概要

1. 日時、場所等

日 時：令和元年5月17日（金） 14時から16時半

場 所：第一ビル（津市羽所町345番地） 6階大会議室

2 議事

（1）産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

資料1-1から1-3の内容について事務局から説明。

○委員からの主な意見は以下のとおり。

- 前回提示された二通りの手続から集团的合意形成手続に一本化すること、またこれまでの要綱でも実施していた事前協議会のような場で、合意形成過程の内容を踏まえた事業計画になったかどうかを行政と事業者が協議し、確認を行うことに異論がない。このため、具体的事項について次回以降検討を進める。
- 集团的合意形成手続を条例で規定する目的が環境影響評価法や環境影響評価条例の目的とどのように異なるのかについては、条例手続で求める環境保全の中身と環境影響評価手続で求めるものがどのように異なるのかを含めて整理が必要である。
- 合意形成手続終了報告において、合意形成を図ることができなかったという報告があった時でも、再度合意形成の手続に戻す必要があることも想定されるので、制度設計する際に検討いただきたい。

（2）優良認定処理業者への委託時における規制の合理化等

資料2の内容について事務局から説明。

○委員からの主な意見は以下のとおり。

- 事務局案に特段の異論はないため、この内容で制度設計を進める。
- 優良認定処理業者を育成していく旨の理念規定については、対象を廃棄物処理法に基づく優良認定処理業者に限定せずに、一般的に、優良な処理業者を育成していくとする規定方法も考えられる。

（3）建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等

資料3の内容について事務局から説明。

○委員からの主な意見は以下のとおり。

- 勧告を受けた受注者（元請業者）が勧告に従わなかった場合に行う公表については、行政手続法や行政手続条例との関係性に関して、整理が必要ではないか。
- 発注者の役割について、適正処理の確認は努力義務であるにも関わらず、不適正な処理を知った場合に通報義務が課される制度は妥当であるか検討が必要である。
- 発注者には事業者以外に個人も想定されるなか、廃棄物の適正処理に係る責務がない発注者に対して、義務を課すことは妥当であるか検討が必要である。

- 土地所有者等の責務の見直しについて、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や拡大が懸念される場合に土地所有者等に求める「必要な措置」に関して、必要な措置の具体的な内容を条例に記載するか、土地所有者等が一般的に廃棄物関係でどのような責務を負っているかなど、他自治体の例も参考にしながら検討することが必要と考える。